

IV 介護給付費・訓練等給付費・障がい児通所給付費・地域生活支援事業

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

※ サービスを利用するためには、支給申請手続等が必要です。

1 障がい福祉サービス

《サービスの種類》

	サービスの種類	内 容
介 護 等 給 付	居宅介護⑥・⑦ (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護⑥	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
	同行援護⑥・⑦	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護⑥・⑦	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援⑥・⑦	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所⑥・⑦ (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護⑥	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護⑥	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援⑥	施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練⑥ (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
	就労移行支援⑥	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援⑥ (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援⑥	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助⑥	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助⑥ (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活上の援助を行います。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

相談支援	計画相談支援㉔・㉕	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行うとともに、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
	地域相談支援㉖ （地域移行支援）	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域相談支援㉗ （地域定着支援）	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
	障害児相談支援㉘	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※ 利用者負担は、サービス利用にかかった費用の1割（定率負担）になります。

ただし、市民税所得割額に応じた自己負担上限があります。

※ 要介護認定を受けることができる場合には、介護保険制度のサービスが優先されます。

2 障害児通所支援

通所支援の種類	内 容
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

※ 利用者負担は、サービス利用にかかった費用の1割（定率負担）になります。

ただし、市民税所得割額に応じた自己負担上限があります。

※ 「就学前の障がい児の発達支援の無償化」に伴い、満3歳になった後の4月から小学校入学までの3年間、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援等の利用者負担は0円になります。

3 地域生活支援事業

事業の種類		内 容
地域生活支援	移動支援事業	重度の障がいのある方等が社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。
	日中一時支援事業	障がいのある方の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減のため、日中における活動の場の提供を行います。

※ 利用者負担は、サービス利用にかかった費用の1割（定率負担）になります。ただし、市民税所得割額に応じた自己負担上限があります。

※ 日中一時支援事業については、要介護認定を受けることができる場合には、介護保険制度のサービスが優先されます。